

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

全国の主要な青果物卸売市場における青果物の卸売数量、卸売価額及び転送量を調査し、価格形成の実態を明らかにし、青果物の価格安定対策、流通改善対策等に資することを目的とする。

2 調査の根拠

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく、一般統計調査である。

3 調査機関

農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

4 調査の体系

調査の体系は以下のとおりである。



5 調査の範囲及び調査対象

(1) 月別調査

ア 調査範囲

青果物卸売市場が開設されている全国の主要都市を調査の範囲とした。

なお、主要都市とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 中央卸売市場が開設されている都市

(イ) 県庁が所在する都市

(ウ) 人口20万人以上で、かつ青果物の年間取扱数量がおおむね6万t以上の都市

イ 調査対象

(ア) 主要都市に所在する青果物卸売会社

中央卸売市場が開設されている都市（(1)のアの(ア)）については中央卸売市場のすべての青果物卸売会社を、中央卸売市場が開設されていない都市（(1)のアの(イ)及び(ウ)）については年間取扱数量の多い順に都市の80%をカバーするまでの青果物卸売会社を対象とした。

なお、(1)のアの(ア)の都市のうち、東京都と大阪府においては、それぞれの中央卸売市場の開設区域内にある中央卸売市場以外の卸売市場について、その年間取扱数量の多い順に80%をカバーするまでの卸売会社についても対象とした。

(イ) J A 全農青果センター（3カ所）

全国農業協同組合連合会が埼玉県戸田市、神奈川県大和市及び大阪府高槻市に設置している J A 全農青果センターを調査対象とした。

(2) 基礎調査

全国の全ての青果物卸売市場で営業する卸売会社から、上記、月別調査の調査対

象卸売会社を除いたものを調査対象とした。

6 調査期間

平成22年1月から12月までの1年間

7 調査事項

(1) 月別調査

卸売数量及び卸売価額である。なお、その内数としての転送入荷品に係わるものも併せ調査した。

このうち、卸売数量、卸売価額に関しては、野菜については49品目を、果実については44品目・品種を調査した。

転送品の卸売数量に関しては、野菜については野菜計及び48品目を、果実については果実計及び34品目・品種を転送元市場ごとに調査した。

転送品の卸売価額に関しては、野菜計及び果実計のみを転送元市場ごとに調査した。

(2) 基礎調査

野菜及び果実の総量（卸売数量及び卸売価額）

8 調査方法

(1) 月別調査

月別調査は、以下のいずれかの方法により実施した。

ア 調査対象者が作成した調査票データをオンラインにより収集する自計調査の方法

イ 調査票の内容を収録した電磁的記録媒体を郵送配布・回収する自計調査の方法

ただし、調査対象で本社・支社の関係にあるものについては、原則として本社において支社分を含めて調査した。

(2) 基礎調査

調査対象者に調査票を郵送し、郵送により回収する自計調査の方法

ただし、基礎調査票の回収できなかった卸売会社の結果については、その一部を関係機関からの資料収集により補完した。

9 集計方法

(1) 調査対象ごとの年計値の卸売数量及び卸売価額

月別調査の対象となっている調査対象について、卸売数量及び卸売価額ともに1～12月分の積上げ値として算出した。

(2) 総数（全国計）の卸売数量及び卸売価額

ア 「全国」の野菜及び果実の総量（卸売数量、卸売価額）は月別調査結果及び基礎調査結果を用いた単純積み上げとした。

イ 「全国」の品目別の値については、月別調査結果の野菜及び果実の総量に占める品目別の割合を全国の野菜及び果実の総量（卸売数量、卸売価額）に乗じて推計した。

(3) 都市別の卸売数量及び卸売価額

ア 都市別集計のうち、中央卸売市場については、卸売市場ごとに、卸売数量及び卸売価額を積上げにより算出した。

イ 中央卸売市場の開設区域内における中央卸売市場以外の卸売市場については、「東京都内青果市場」及び「大阪府内青果市場」と一括して、卸売数量及び卸売価額を積上げにより算出した。

ウ 中央卸売市場の開設区域外における、卸売市場については、原則として都市名を冠した「市青果市場」と一括して、卸売数量及び卸売価額を積上げにより算出した。

また、公設地方卸売市場が開設され、その範囲が二つ以上の都市及び周辺市町村にわたる場合は、その公設市場名を冠し「市青果市場」と呼称し、当該市場の卸売数量及び卸売価額を積上げにより算出した。

(4) 転送品の卸売数量及び卸売価額

ア 主要都市の市場の卸売数量及び卸売価額について積上げにより算出し、J A 全農青果センターの値は含んでいない。

イ 「主要都市における転送量」は、都市別の転送を受けた卸売数量を組替集計して、主要転送先市場（転送量100 t 以上の市場）別に取りまとめた。

(5) J A 全農青果センターの取りまとめ

全国及び主要都市の卸売数量、卸売価額及び卸売価格は、J A 全農青果センターを除外した集計となっているため、参考として、同センターの卸売数量、卸売価額及び卸売価格を取りまとめた。

10 目標精度

この調査において、目標精度は設定していない。

11 用語の解説

(1) 青果物卸売市場

ア 青果物卸売市場とは、卸売業者が生産者若しくは集出荷団体等から販売の委託又は買い付けを行い、仲卸売業者又は小売業者等に対し「せり」、「入札」又は「相対」の方法で建値を行って売りさばくための場立ちの行われる場所をいう。

したがって、産地で生産者から荷を集めて、これらを消費地に出荷するいわゆる産地の集荷市場は含めない。

イ 中央卸売市場とは卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づき、地方公共団体が農林水産大臣の認可を受けて開設している市場であり、平成22年12月末現在開設されている中央卸売市場は、次の60市場となっている。

札幌市、青森市、八戸市、盛岡市、仙台市、秋田市、福島市、いわき市、宇都宮市、千葉市、船橋市、東京都（築地・大田・北足立・葛西・豊島・淀橋・世田谷・板橋・多摩）、横浜市（本場・南部）、川崎市（北部）、新潟市、富山市、金沢市、福井市、甲府市、岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市（本場・北部）、京都市、大阪市（本場・東部）、大阪府、神戸市（本場・東部）、姫路市、奈良県、和歌山市、岡山市、広島市（中央・東部）、宇部市、徳島市、高松市、松山市、高知市、北九州市、福岡市（青果・東部・西部）、久留米市、長崎市、佐世保市、宮崎市、鹿児島市、沖縄県

(2) J A 全農青果センター

J A 全農青果センターとは、全国農業協同組合連合会が消費都市及びその周辺地域において一定の施設を備え、継続的に生鮮食料品の集分荷、価格形成、決済等を行い、卸売市場に代替

する機能を果たしているものをいう。

(3) 青果物卸売会社

青果物卸売会社とは、生産者、集出荷団体又は集出荷業者から販売の委託又は買い付けて、青果物の卸売業務を行う法人又は個人をいう。

(4) 卸売数量

卸売数量とは、青果物卸売市場で、「せり」、「入札」又は「相対」の方法で売りさばかれた数量（転送量を含む。）であり、その荷物の荷姿の単位ごとに表示されている量目をkg換算した数量である。

(5) 卸売価額

卸売価額とは、青果物卸売市場における取扱金額であり、消費税を含む価額である。

(6) 卸売価格

卸売価格とは、卸売価額を卸売数量で除して算出した1kg当たりの平均価格である。

(7) 転送量

転送量とは、一度卸売市場に上場されて販売された青果物が、仲卸業者などを経て再び他の卸売市場に上場された数量をいう。

12 統計表の見方等

(1) 「調査結果の概要」及び統計表に掲載している数値は、四捨五入の関係で表上では一致しない場合がある。

(2) 統計表中に使用した符号は、以下のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4t 0t）

「-」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「」：負数又は減少したもの

(3) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「農畜産物卸売市場」、品目別分類の「野菜（市場・流通）」又は「果樹（市場・流通）」でご覧いただけます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表を掲載します。

また、本調査の結果については、別途刊行している『青果物産地別卸売統計』においてもご覧になれます。

(4) お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課消費統計室 流通動向第1班

電話：(代表) 03 - 3502 - 8111 内線3713
(直通) 03 - 6744 - 2047

FAX：03 - 3502 - 3634

別表 都道府県別調査対象都市一覧表

都道府県名	都 市 名
北海道	札幌・旭川・函館・室蘭
青森	青森・八戸
岩手	盛岡
宮城	仙台
秋田	秋田
山形	山形
福島	福島・いわき
茨城	水戸
栃木	宇都宮
群馬	前橋
埼玉	さいたま・上尾
千葉	千葉・市川・船橋・松戸・柏
東京	東京都全域（島しょ部は除く。）
神奈川	横浜・川崎・藤沢
新潟	新潟
富山	富山・高岡
石川	金沢
福井	福井
山梨	甲府
長野	長野・松本
岐阜	岐阜
静岡	静岡・浜松・沼津
愛知	名古屋・豊橋
三重	¹⁾ 北勢（四日市・桑名・鈴鹿・いなべ・木曽岬・東員・菰野・朝日・川越）・三重
滋賀	大津
京都	京都
大阪	大阪府全域
兵庫	神戸・尼崎・姫路・西宮
奈良	²⁾ 奈良（奈良・大和高田・大和郡山・天理・橿原・桜井・御所・生駒・香芝・葛城・生駒郡・磯城郡・高市郡・北葛城郡）
和歌山	和歌山
鳥取	鳥取
島根	松江
岡山	岡山
広島	広島・呉・福山
山口	下関・宇部
徳島	徳島
香川	高松

都道府県名	都 市 名
愛 媛	松山
高 知	高知
福 岡	北九州・福岡・久留米
佐 賀	佐賀
長 崎	長崎・佐世保
熊 本	熊本
大 分	大分
宮 崎	宮崎
鹿 児 島	鹿児島
沖 縄	那覇
計	74都市

注：1)は北勢公設地方卸売市場が開設されている都市である。

また、()内は当該市場の開設区域内市町村であり、下線を付した市に開設されている。

2)は奈良県中央卸売市場が開設されている都市である。

また、()内は当該市場の開設区域内郡又は市町村であり、下線を付した市に開設されている。